

高知県無電柱化推進計画

令和3年11月
(令和6年4月改定)

高知県

はじめに

道路上の電線、電柱は、景観を損なうだけでなく、歩行者や車椅子の通行の妨げとなり、地震などの災害時には、電柱が倒れ、緊急車両等の通行に支障を来すなど、種々の危険がある。しかし、我が国の無電柱化率は、欧米の主要都市やアジア各国の都市と比べて極めて低い状況にある。

このような現状に鑑み、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として「無電柱化の推進に関する法律（以下、「無電柱化法」という。）」が平成 28 年に成立、施行された。

無電柱化法第 8 条においては、国の策定する無電柱化推進計画を基本として、都道府県の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画である都道府県無電柱推進計画の策定を都道府県の努力義務として規定している。

本県においても、令和 3 年 11 月に今後の無電柱化の基本的な方針、目標、施策等を定めた「高知県無電柱化推進計画」を策定し、事業の推進を図ってきた。

そうした中、令和 4 年 4 月に「電柱の増加要因を踏まえた新設電柱の抑制に向けた対応方策について」が発表され、関係省庁（資源エネルギー庁、総務省、国土交通省）が連携して対応方策を推進し、新設電柱の抑制へ取り組むことが明記された。

このため、本県では令和 5 年 2 月に緊急輸送道路ネットワーク計画の改訂を行い、令和 5 年 3 月には、これまで人口集中地区（DID）内の緊急輸送道路に限定していた新設電柱の占用制限措置を緊急輸送道路全線において実施した。

また、令和 5 年 3 月には「道路事業と併せた電線共同溝整備に関するガイドライン」が国から公表され、今後は、道路整備時に現況需要がない場合でも、将来需要が見込める場合には同時整備を行うこととされた。

このような施策の変化に対応し、より一層の推進を図るべく「高知県無電柱化推進計画」を改定した。

1. 無電柱化の推進に関する基本的な方針

1) 高知県における無電柱化の現状

本県では、関係者の協力の下、電線共同溝方式や要請者負担方式により令和6年現在、県管理道路において約7.1km（道路延長で約3.9km）の無電柱化が完了している。

路線名	区間(始点～終点)		道路延長 【km】	整備延長 【km】
県道桂浜はりまや線	高知市唐人町	高知市南はりまや町	0.27	0.54
県道桂浜はりまや線	高知市梅の辻	高知市棧橋通	1.04	2.08
県道四国カルスト公園線	高岡郡津野町芳生野	高岡郡津野町芳生野	0.56	0.56
県道高知本山線	高知市本町	高知市追手筋	0.22	0.44
県道高知南環状線	高知市六泉寺町	高知市竹島町	0.50	1.00
県道高知南環状線	高知市竹島町	高知市百石町	0.15	0.30
県道北本町領石線	高知市北本町	高知市北本町	0.10	0.10
国道440号	高岡郡梶原町梶原	高岡郡梶原町梶原	0.62	1.24
県道後免中島高知線	高知市比島町	高知市はりまや町	0.47	0.82

2) 今後の無電柱化の取り組み姿勢

これまでの無電柱化は、歩道幅員が広く、沿道の需要密度の高い幹線道路を中心に進めてきているが、今後は、防災、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、無電柱化の必要な道路において強力で推進していく必要がある。「無電柱化の推進は、地域住民の意向を踏まえつつ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる地域社会の形成に資するよう行われなければならない。(無電柱化法第2条)」の理念の下、県民と関係者の理解、協力を得て、無電柱化により本県の魅力あふれる美しいまちなみを形成し、安全・安心な暮らしを確保するよう推進することとする。

3) 無電柱化の対象道路

無電柱化には多額の費用を要するとともに、工事や地上機器の設置場所等について、沿道住民等の合意形成が重要である。このため、以下の道路について、優先的に無電柱化を推進する道路とし、取り組みを進める。

① 防災

一般国道（指定区間）や県道桂浜はりまや線等の第1次緊急輸送道路において、道路管理者である国や市の協力を得つつ、無電柱化を推進する。また、主要な防災拠点を連絡する第2次緊急輸送道路についても、優先順位を定め、無電柱化を推進する。



県道 桂浜はりまや線



県道 梅ノ辻朝倉線

② 安全・円滑な交通確保

バリアフリー基本構想に位置付けられた重点整備地区や、国土交通大臣が指定した特定道路において、バリアフリー化等に合わせて無電柱化を推進する。また、事故、ヒヤリハットの多い通学路において、地域住民等関係者の合意が得られた区間から、無電柱化を推進する。



県道 後免中島高知線

③ 景観形成・観光振興

重要伝統建造物群保存地区、景観法、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、景観条例等に位置づけられた地域、エコパーク・ジオパークその他著名な観光地における良好な景観の形成や観光振興のために必要な道路の無電柱化を推進する。

④ 道路事業等に併せた無電柱化

上記の他、道路事業や面整備事業の道路事業（道路の維持に関するものを除く。）や市街地開発事業その他これらに類する事業（以下、「道路事業等」という。）が実施される際は、「道路事業と併せた電線共同溝整備に関するガイドライン」に基づき、無電柱化を推進する。緊急輸送道路及びバイパス整備区間は、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」に基づく関係事業者への通知を行い、新設電柱の抑制及び無電柱化の推進に努める。

また、大規模な開発事業が実施される際には、開発者の理解と協力を得て、開発区域内の無電柱化を要請する。

2. 無電柱化推進計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

3. 無電柱化の推進に関する目標

令和7年度までに、別紙記載の箇所について、無電柱化事業の着手（関係機関との協議等）を目標とする。

4. 無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策

1) 無電柱化事業の実施

以下の事業手法等により、無電柱化を推進する。

【事業手法の選定】

無電柱化の必要性の高い道路は、電線共同溝の整備を優先することとし、事業手法は電線管理者や地元住民等との協議を踏まえ決定する。

なお、参画する電線管理者が1者しか存在しないなど、電線共同溝方式による整備が困難な場合は、その他の手法等について協議を踏まえて決定する。

① 電線共同溝方式

「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2以上の者の電線を収容するため、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器を整備する方式で、道路及び沿道の利用状況等を踏まえ、道路の掘り返しの抑制が特に必要な区間において、電線共同溝等の整備を進める。電線共同溝の整備に際しては、収容する電線類の量や道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である浅層埋設方式や小型ボックス活用埋設方式を積極的に採用する。

② 自治体管路方式

管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式で、構造は電線共同溝とほぼ同じ管路方式が中心であり、管路等は道路占用物件として地方公共団体が管理します。

③ 要請者負担方式

要請者が整備する方式で、原則として費用は全額要請者が負担します。

④ 単独地中化方式

電線管理者が自らの費用で地中化を行う手法で、管路等は電線管理者が道路占用物件として管理します。

【費用】

無電柱化を実施する場合の費用については、それぞれの整備主体の負担とする。ただし、軒下配線又は裏配線を道路事業の移設補償として行う場合は、道路管理者が負担する。また、無電柱化の目的に応じた関係者間の費用負担のあり方について具体化を図る。

【その他】

要請者が負担する要請者負担方式による無電柱化が実施される場合は、円滑に進むよう支援する。

また、電線管理者等が既設の地中管路等を有する場合には、これらの既存ストックの活用が可能か検討し、効率的に無電柱化を実現する。

2) 占用制度の運用

国が防災の観点から緊急輸送道路において、道路法 37 条第 1 項の規定に基づき、新設電柱の占用を制限する措置を平成 28 年 4 月に実施し、本県でも令和 5 年 4 月より、緊急輸送道路全線において実施している。また、国において実施が進められている既設電柱の占用制限導入計画の策定についても、国の動向を踏まえ検討する。

3) 道路事業に併せた無電柱化

無電柱化法第 12 条に基づき、道路事業が実施される際に、電線管理者に通知し、県においては、無電柱化を実施しやすいよう施工時期等の調整が適切に実施されるよう協力する。

4) コスト縮減の推進

関係者と連携し、計画、設計、工事等の各段階において以下の取組を進め、コスト縮減に取り組む。

① 多様な整備手法の活用

効率的に無電柱化を推進するため、地中化以外の手法である軒下配線や裏配線も含め、地域の協力を得て推進する。

地中化により無電柱化を実施する場合は、収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じ、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コストである浅層埋設や小型ボックス構造、角型多条電線管等、様々な手法を比較し、現場に応じた最適な手法によりコスト縮減を図る。

② 低コスト手法の普及推進

「低コスト手法の手引き」や「電線共同溝整備マニュアル（案）」等を活用し、コスト縮減に努める。

5) 民間活力の導入

民間の技術・ノウハウや資金を活用するとともに、財政負担の平準化にも資する P F I 手法の採用を検討する。

6) 関係者間の連携の強化

① 推進体制

道路管理者、電線管理者、地方公共団体及び学識経験者等からなる四国地区無電柱化協議会高知地方部会を活用し、無電柱化の対象区間の調整等無電柱化の推進に係る調整を行う。

具体の無電柱化事業実施箇所においては緊急輸送道路及びバイパス整備区間については、「道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き Ver. 2」に基づく通知を徹底する。また、実施案の取りまとめについては、低コスト手法や軒下配線・裏配線を含む事業手法の選択、地上機器の設置場所等に関して、地域の合意形成を円滑にするため、必要に応じ、地元関係者や道路管理者、電線管理者の協力を得て、地元協議会等を設置する。

② 工事・設備の連携

県及び市町村の管理する道路において、地下埋設を伴う無電柱化事業が実施される際は、道路工事調整会議等関係者が集まる会議等を活用し、工程等の調整を積極的に行う。

③ 民地の活用

道路空間に余裕が無い場合や良好な景観形成等の観点から道路上への地上機器の設置が望ましくない場合においては、地上機器の設置場所として、学校や公共施設等の公有地、公開空地等の民地の活用を管理者の同意を得て進める。

④ 他事業との連携

無電柱化の実施に際し、地域の課題を踏まえ、交通安全事業など他の事業と連携して、総合的かつ計画的に取り組むよう努める。

5. 施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項

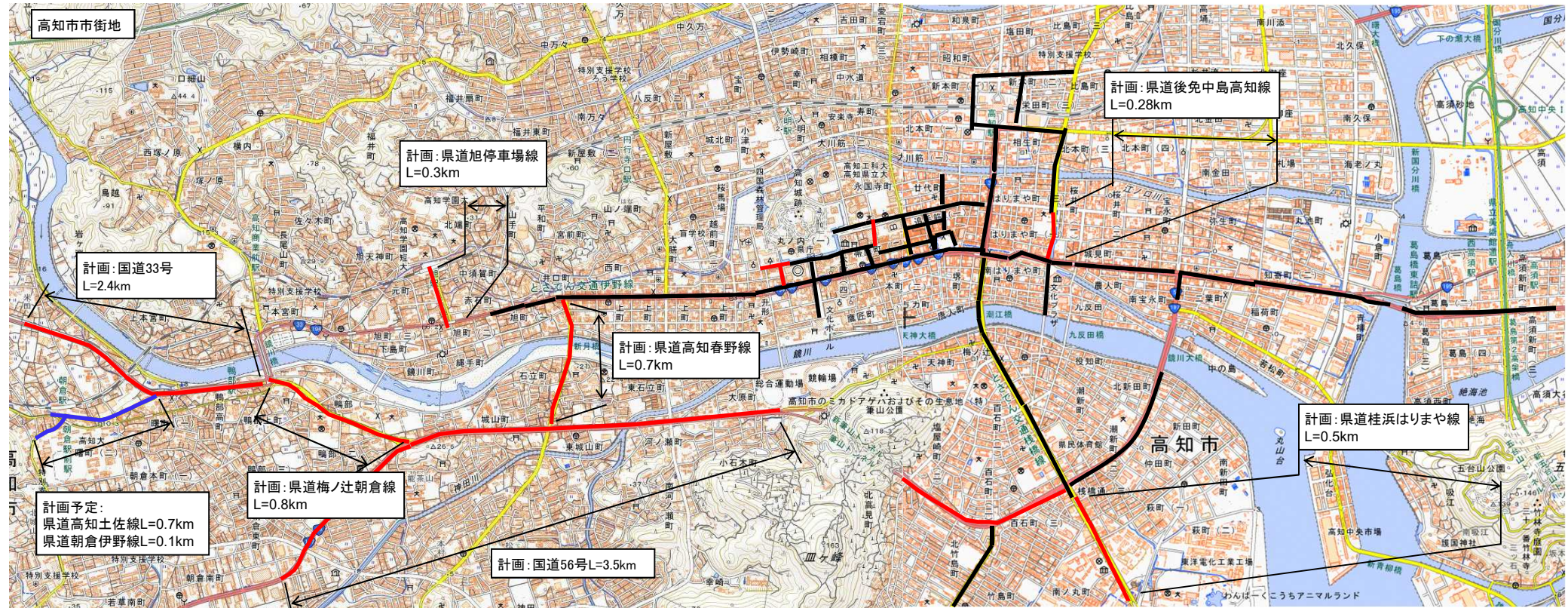
1) 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する県民の理解と関心を深め、協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を行う。

また、無電柱化の実施状況、効果等について、広報等を活用して周知し、理解を広げる。

2) 無電柱化情報の共有

国と連携し、無電柱化に関する情報収集に努めるとともに、本県の取組について、国や他の地方公共団体との共有を図る。



出典: 電子地形図25,000(国土地理院)を加工して作成

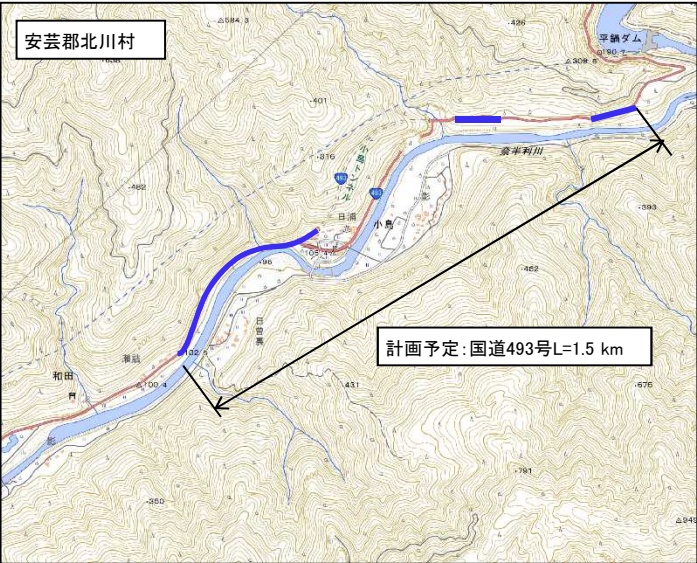
凡例

- 整備済区間
- 計画区間
- 計画予定区間(未合意)

※記載延長は道路延長
 ※計画区間には整備中の事業を含む
 ※未合意区間については、9期以降に整備を予定している

別紙 無電柱化実施(予定)箇所位置図

R6. 4現在



出典: 電子地形図25,000(国土地理院)を加工して作成

凡例	
整備済区間	
計画区間	
計画予定区間(未合意)	
※記載延長は道路延長	
※計画区間には整備中の事業を含む	
※未合意区間については、9期以降に整備を予定している	